

厚生労働省資料

平成19年7月30日

雇用保険受給者に対する失業認定と職業紹介等(1)

基本手当の支給の流れ

1 求職票受理

↓ 求職者が公共職業安定所に来所し、求職票により求職申込みを行う。

2 受給資格決定

↓ 離職による資格喪失の確認
原則として、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6か月以上あること
の確認
労働の意思及び能力の確認() = 失業状態の確認

3 失業の認定(4週間に1回)

↓ 労働の意思及び能力の確認() = 失業状態の確認
就職した日等があったかどうかの確認

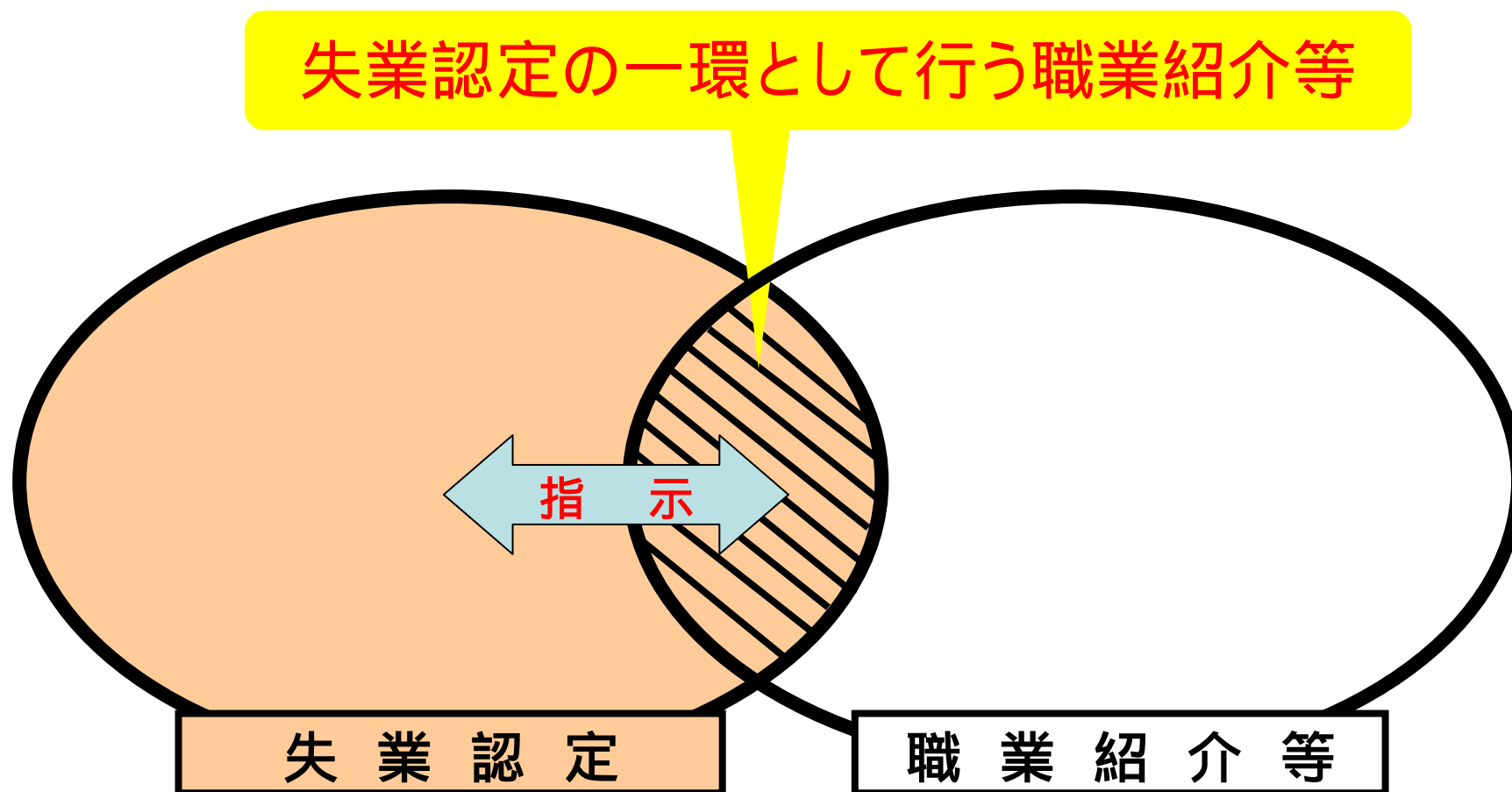
書面による求職活動の実績の審査だけでなく、個々の受給者と面談し、職業相談又は職業紹介(=失業認定の一環として行う職業紹介等)を実施し、これに対する態度等も踏まえて労働の意思を慎重に確認

4 支給

受給者の普通預金口座への振込みによる支給

雇用保険受給者に対する失業認定と職業紹介等(2)

失業認定と職業紹介等のイメージ図



雇用保険受給者に対する失業認定と職業紹介等(3)

失業認定の一環として行う職業紹介等を民が行うことの弊害

偽装請負となる恐れ

失業認定と失業認定の一環として行っている職業紹介等は、相互に指示し合うもの。このため、失業認定の一環として行っている職業紹介等の業務が民間委託された場合、当該指示は、安定所長から受託事業者への業務遂行方法の個別具体的指示となるもの。また、諾否の自由もないことから、労働者派遣法に規定する他人の指揮命令に該当するものであり、適正な請負事業として実施できない。

業務の適格性の問題

の問題点をクリアーするため、失業認定と失業認定の一環として行っている職業紹介等を分離し、後者を適正な請負業務として実施することは、失業認定業務の適格性の観点から問題あり。

情報管理の問題

失業認定の具体的方法に関し、不正受給の見分け方についてまでも、受託企業に情報開示する必要があり、犯罪捜査方法の開示と同様、情報管理の面で問題あり。

イコールフットイングを確保するための対応策

対応策

官民比較の評価の対象から、失業認定の一環として行っている職業紹介等を**除外**。

対応策

雇用保険受給者に対する説明会や認定窓口で、**受託事業者の職業紹介窓口**を利用するよう周知。(利用した場合、当然、求職活動実績として確認。)

なお、雇用保険受給者は、求職のため月3～4回程度はハローワークを訪れることが通常であり、4週間に1度の失業認定の際に官が職業紹介等を実施しても、受託事業者の職業紹介窓口は十分に利用される。

(参 考)

失業とは？

労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態

失業認定には？

「労働の意思」の確認が必要。

保険事故(失業)が現に発生しているかどうかの判断は、極めて裁量的で困難度が高い。

実施方法は？

書面による求職活動の実績の審査だけでなく、個々の受給者と面談し、職業相談又は職業紹介(=失業認定の一環として行う職業紹介等)を実施し、これに対する態度等も踏まえて労働の意思を慎重に確認

ハローワークの市場化テストの実施に伴う求人情報の取扱い

5月9日の経済財政諮問会議において柳澤厚生労働大臣より説明・了承された下記案により進めたい。

民間事業者に対し、ハローワークインターネットサービス上で提供されている最新の全国情報をCD-ROMで提供する。**事業所名等が非公開の求人情報も、ハローワークにより事業主の了解を確認した上で、民間事業者に提供する。**

「非公開求人情報を事業主の了解を得ることなく提供」(内閣府案)の問題点

企業が事業所名等の非公開を希望する理由として、以下のような懸念があげられる。

新店舗の設置、新製品の開発等に伴い、必要な人材を募集していることが予め他企業に知られることにより、今後の事業展開に支障をきたすおそれがあること

有料職業紹介事業者をはじめ民間企業から、営業の電話やダイレクトメールの送付等がなされること

事業所名等の非公開を希望する**事業主からの了解が無いまま、受託事業者にその情報を提供する仕組みとすれば**、結果として、企業がハローワークに求人を出さなくなる。これは受託事業者に守秘義務等を課すと否とにかかわらず生ずる実態であり、こうした場合、**ハローワークのセーフティネット機能に支障が生ずる。**

求人減少により、就職困難者であるハローワーク求職者の就職実現が困難となる。

事業主は、人材確保の手段が少なくなり、事業活動に支障が生ずる。

事業主からの同意を得ることについて、**経済団体や個別企業からも強い要請**がある。

厚生労働省としては、**求人企業の同意を極力取れるよう、求人受理に際し、様々な工夫を行うなど努力する。**事業所名等の非公開を希望する企業の情報について、強制的に受託事業者に提供することは「**利用者(国民)の立場に立つ**」という市場化テストの理念に反する。

非公開求人への就職実績の取扱いについては、今後、事業評価において工夫することを検討したい。

参 考 資 料

(厚生労働省提出)

平成19年5月9日経済財政諮問会議
議事要旨(抄)

平成19年5月9日経済財政諮問会議
柳澤臨時議員提出資料

市場化テストの対象ハローワーク

平成19年5月9日（水）

平成19年第12回経済財政諮問会議議事要旨（抄）

○柳澤臨時議員

（略）

「I 実施内容」について。右側に図があるが、国の機関としてのハローワークと民間事業者の職業紹介の仕事を併設する。求職者は官民の窓口を自由に選択していただく。ただ雇用保険受給者については、4週間に1回失業認定をして職業紹介をさせていただくわけだが、その際に余りわがままなことでそれを拒否するような場合には失業認定をあんばいするという事になっているので、その4週間に1回のときには国の窓口に来ていただく。それ以外の期間は、雇用保険受給者も民間の窓口を選ぶことは自由にできる。

（略）

○八代議員

（略）

いずれにしても、今後、柳澤臨時議員の現在の案をベースに、今申し上げたような点も含め、官民競争入札等監理委員会でしっかりとした制度設計をしていただくことになろうかと思う。

（略）

○大田議員

今日は柳澤臨時議員から大変前向きで具体的な提案をいただき、ありがとうございます。市場化テスト導入に向けた道筋が付いたものという評価が、民間議員からもなされた。この案をベースに、官民競争入札等監理委員会で具体的な制度設計がなされることになる。今日の御指摘も踏まえ、私が担当大臣なので、十分に市場化テストの趣旨が生かされるように制度設計していきたい。その上で、平成20年度の実施を目指していきたい。柳澤臨時議員にも、引き続き御協力をよろしく願います。

○安倍議長

ハローワーク本体業務の民間委託というのは大変難しい問題で、10年間ずっと試みたが、なかなかできなかった分野なのだろうと思う。柳澤臨時議員に示していただいた案は、官と民が机を並べるといって市場化テストとしては非常にわかりやすい案をベースとして出していただいたと思うので、結果としては非常に明確な結果が出てくるのではないかと期待している。

そういう意味において、改革の大きな一歩を踏む出すことができた。柳澤臨時議員始め、関係者の皆様に感謝を申し上げたい。今後も徹頭徹尾、利用者の立場に立って、官民のイコールフティングの下で市場化テストが実施されるように、制度設計の方もよろしく願いたい。

ハローワークについて

(柳澤臨時議員提出資料)

平成19年5月9日

ハローワーク市場化テスト案(ハローワーク内における民間職業紹介窓口の設置)

実施内容

【対象範囲】

ハローワークの本庁舎内の職業紹介部門について、民間委託部門を併設する。

求職者は設置された官民の窓口を自由に選択。

雇用保険受給者も対象とするが、失業認定を厳正に行うための職業紹介は官が行う。

福祉機関等と連携した「チーム支援」の対象者()も官が行う。

(障害者、生活保護・児童扶養手当受給者、刑務所出所者)の一部

【業務内容】

職業紹介、職業相談

その他、就職支援のための措置

【実施施設】 東京(23区内) 2所

官の職業紹介窓口の職員数を削減

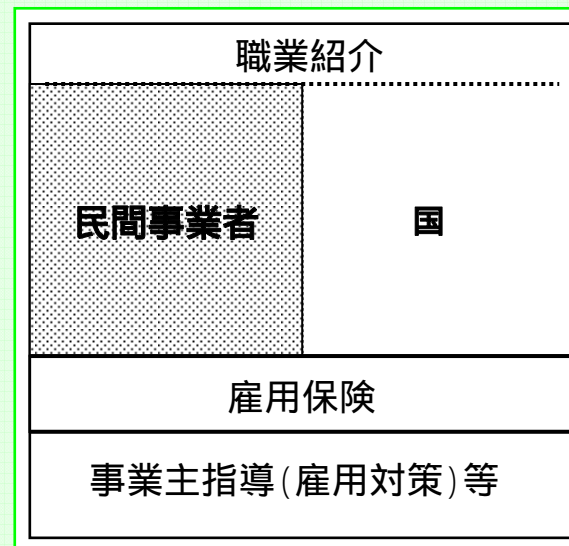
ネットワーク

民間事業者に対し、ハローワークインターネットサービス上で提供されている最新の全国情報をCD-ROMで提供する。事業所名等が非公開の求人情報も、ハローワークにより事業者の了解を確認した上で、民間事業者に提供する。

求人自己検索端末(ブロック内の情報を提供)は官民いずれの窓口の求職者も自由に利用できる。

企業指導情報は非提供。

【ハローワーク本庁舎】



求職者選別・求人求職情報管理の問題

民間事業者が求職者の選別(より就職が困難な者を官の窓口に戻す、後回しにする、優良求職者を自らの取引先等に誘導するなど)を行わないための仕組みを整備。

窓口利用者に対するアンケートを義務づけ、求職者の選別の有無等を確認する(官民で実施)。

就職困難度が高い求職者(例:障害の種類・程度、年齢階層、離職の有無、個人の属性)の就職目標を設定した委託費の支給方式とし、ディスインセンティブ方式などを検討。その他の方策についても検討。

民間事業者が得ることとなる求人求職情報の適正利用、守秘義務などについて受託終了後を含む厳格な行為規制を課す仕組みを整備。

求人求職情報の不適正利用(自らの営利目的事業への利用等)をチェックするためのシステムの構築を検討(求人・求職者への適正利用ルールの周知、相談・苦情窓口の設置、上記CD-ROMのコピー制限、利用後の回収など)。

その他

テスト期間(3年間程度)の結果を踏まえ、その後の対象の在り方について検討。

労働関係法令等違反企業、障害者雇用率未達成企業等は、入札から排除する。

受託民間事業者は、窓口業務のために一定数の正社員を確保するものとする。

契約途中でも問題があれば契約を解除。

民と官のイコールフットイングを確保し、市場化テストの目的が十分に達成されるようにする。この観点を実質的に確保されるよう、官民競争入札等監理委員会で行われる「公共サービス改革基本方針」及び「実施要項」の審議を経て、市場化テストを実施する。市場化テスト実施後においても、業務の実施状況についてのフォローアップにおける同委員会の意見を十分に尊重し、必要な場合には、適切な改善措置等を講じるものとする。

市場化テストの対象ハローワーク

ハローワーク渋谷

管轄区域: 渋谷区、世田谷区、目黒区

新規求職者数 46,238人

職員数 152人(51人)

JR渋谷駅 徒歩10分

ハローワーク墨田

管轄区域: 墨田区・葛飾区

新規求職者数 31,558人

職員数 102人(49人)

JR錦糸町駅 徒歩5分

新規求職者は平成18年度実績。

実績及び職員数(非常勤を含む。)はいずれも本所に係るものを計上。

職員数の()は、職業紹介業務に従事する職員数。